

平成25年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成24年9月

滋賀県市長会

平成24年 9月21日

滋賀県知事
嘉田 由紀子 様

滋賀県市長会
会長 谷畑 英吾

要 望 書

平素は、都市自治体の施策推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、真の分権型社会の実現をめざし第1次および第2次一括法等が成立施行され、続いて第3次一括法が今通常国会に提案されるなど、地域の自主性・自立性を高める改革が進みつつあります。

今後、住民生活に直結した行政サービスを行う我々都市自治体は、行政需要の多様化と財政需要の急増に、よりの的確に対応していかねばなりません。

こうした状況のもと、国においては平成25年度予算の概算要求が示され、財政規律が求められる中、公共事業などを10%削減するとされています。

地方自治体も非常に厳しい行財政運営を強いられており、こうした影響は避けて通れませんが、昨今、東日本大震災をはじめとする大規模自然災害が各地で頻発しており、県民・市民の生命と財産を守るためには、今こそ地に足の着いた施策の着実な推進が必要であると考えております。

滋賀県におかれましても、基本構想で「住み心地日本一の滋賀」を掲げておられますが、その目標達成のためには市町と一体となってこうした施策を推進することが重要であります。

つきましては、滋賀県の来年度予算の編成に際しまして、以下のとおり要望いたしますので、真のパートナーとして、市町と十分に協議を尽くしていただき、本要望に誠実に対応していただきますよう強く要請いたします。

目 次

知 事 直 轄 組 織.....	1
総 合 政 策 部	5
総 務 部	7
琵琶湖環境部	12
健康福祉部	19
商工観光労働部	32
農政水産部	35
土木交通部	40
教育委員会	49
企業庁	55
警察本部	56

知事直轄組織

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故から1年半が経過し、原子力行政に対する国民の信頼が失墜している中、原子力発電所施設の安全性を十分担保しないまま、大飯原発が再稼働された。こうした状況の中、滋賀県の原子力災害対策を強化するため、県としての責任を改めて明確にしたうえで、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対して強く働きかけられたい。

- (1) 原子力災害時の対応や原子力防災対策について、より具体的で実効性を備えた「滋賀県地域防災計画・原子力災害対策編」の整備と、関係市町や防災機関との連携強化
- (2) 地域の実情にあったモニタリングポストのさらなる設置など、住民避難の判断に資する全県的な放射線防護体制の強化充実とモニタリング計画の策定
- (3) 県内各市への正確かつ迅速な情報の提供を行うための体制整備と、県民への分かりやすい情報提供
- (4) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が拡大されたことに伴う関連法の見直しと、隣接県に付与される権限の整備
- (5) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SP E E D I）の早期活用と、滋賀県のシミュレーション結果との比較および滋賀県版UPZ範囲の再評価
- (6) 原子力発電所所在市町村とその隣接市町村を同程度の扱いにすることと、原子力事業所と県・関係市町村との安全協定の早期締結
- (7) 県内外への避難手段、避難先の設置に向けた県計画の早期策定と災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号、303号、365号、367号の整備促進ならびに湖上避難を想定した港湾施設の強化充実

- (8) 滋賀県版UPZを踏まえた原子力防災対策に対する国による費用負担と原子力事業者の主体的な取り組みへの働きかけ
- (9) 安定ヨウ素剤の県による医療圏域での備蓄および市が行う備蓄に対する国・県による費用負担ならびに配布や使用方法に関する指針等の整備
- (10) 被ばく者の受け入れ施設となる1次～3次医療機関の指定と県民への情報提供ならびに医療施設整備に対する国・県による費用負担
- (11) 原子力事故対策装備品の整備に関する国・事業者の責任の明確化と恒久的な財政支援
- (12) 再生可能エネルギーの普及促進と県民への省エネルギー協力依頼
- (13) 原子力発電所を含む全ての原子力関連施設、放射性物質を扱う全ての事業所および放射性物質運搬時の安全基準の見直しと安全対策の実施

2. 地震防災対策の強化および財政支援について

昨年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地では大規模自然災害が頻発している。

市民の生命と財産を守り安心・安全な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられたい。

- (1) 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定のほか、土砂災害防止法による警戒区域・特別警戒区域の指定、水防法による浸水想定区域の指定に伴う防災上必要な施設整備等に対する財政措置の拡充

- (2) 東海地震警戒宣言発令時の対応について平時からの対策と、宣言発令時の道路等の安全確保について市町と連携した体制整備
- (3) 災害時防災拠点施設の建て替え等に対する財政支援措置
- (4) 防災コミュニティーセンターおよび避難所整備に対する支援制度の強化
- (5) 各自治体が整備する備蓄品等の購入費用の恒久的な財政支援
- (6) 住宅家屋の耐震診断や改修を推進するため、所得税の減免など税制上の優遇措置
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用した緊急情報の伝達体制を整えるため、防災無線のデジタル化に対する財政措置の充実強化
- (8) 琵琶湖西岸断層地帯地震など発生する確率が高い地域の防災対策推進地域への指定および防災対策基盤整備が実施できるような特段の法整備と財政支援
- (9) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等の育成に向けた専門員派遣などの人的支援
- (10) 災害時における災害時要援護者避難支援を実施するにあたり、災害時要援護者支援台帳やそれに伴うシステムの構築、避難誘導、情報伝達収集手段の整備、福祉避難所の整備に伴う助成制度の創設および充実ならびにこれらの支援にあたるコーディネーターの養成や拠点となるボランティアセンターの整備に関する積極的な支援

3. 地域の安全・安心に向けた支援について

地域の安全・安心に向け市民と行政による「セーフコミュニティ」の取り組みを進めるにあたり、関係する統計データの提供、取り組みに対する評価への協力を仰ぐための滋賀県における窓口の創設および財政面での支援を願いたい。

〔新 規〕

4. 消防広域化推進にかかる支援の実施について

消防の広域化により、指揮系統の一元化や事務部門の人員の現場への配置転換による一定の消防力の強化は図れるものの、今後より一層の広域化に伴うスケールメリットを享受するには、消防署所の再配置を行い、人員・設備の集約化を行う必要がある。

については、県が策定した消防広域化推進計画に基づき広域化を進める市町に対し、市町合併推進の際に行われた財政的支援と同様の施策を実施されたい。

5. 公共施設の耐震化事業推進について

公共施設の耐震化事業を推進するため、特に広域避難所に指定されている公共施設の耐震化事業にかかる耐震診断費、実施設計費、補強工事費等に対し、県補助制度の充実強化を図られるとともに、国の補助制度の拡充について積極的に働きかけられたい。

あわせて、県立学校施設の耐震化を図られたい。

総合政策部

1. 関西広域連合への参加の再検討について

平成22年12月1日に発足した関西広域連合について、本県においては、基礎的自治体にとりその設立過程について不透明であり、基礎的自治体との対話と共感のうえで参加が決定されたものではないこと、また、今日まで市側から奈良県の不参加や基礎自治体の意見を反映する制度がないなどの課題を指摘してきたところである。

こうした中、先般の大飯原発の再稼働問題において、県と関西広域連合のすみ分けが不明確であることを露呈してしまった。また、構成府県の知事で構成している広域連合委員会が大飯再稼働で声明を発表したり、節電目標の申し合わせを行ったが、そのことがどこまで強制力があるのか疑問を呈した。

このように、関西広域連合の権限や責任の範囲が法的にはっきりしていないことから、はっきりするまで関西広域連合への参加については再検討願いたい。

2. 地域総合センター運営事業補助金の確保について

隣保館をはじめ、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターに対する地域総合センター運営事業補助金については、これまでどおり継続して確保願いたい。

3. 地域情報通信基盤整備に対する支援について

国の施策により、情報インフラ整備が大きく進む中、依然として利用が進まない現状があり、ICT社会の実現という意味では、まだまだ未整備状態であるといわざるを得ない。

このような状況の中、光通信網の利活用を基礎自治体が自発的に、独自の視点で地域の実態に合わせて利用し、地方公共団体としての電子自治体を構築、情報弱者にも配慮した公共アプリケーションの利用を促進する取り組みは、地方からのICT化の発信となるべきものであることから、多大な費用を要する地域情報化への取り組みに対し、県としての支援制度を確立されたい。

4. 県と市町の関係性のあり方について

県と市町の関係は対等となったと言われて久しいが、いまだに制度上も意識上も従前と変わっていないことがあるため、関係性を見直していただきたい。

県の補助金については、県民が等しく受けられるサービスに関するものは、県が事業主体となるべきであり、現在の市町経由の補助金については十分な市町との協議のもと実施していただきたい。

また、行財政改革方針に基づく県と市町による事業仕分けや関西広域連合への参加の検討について、地方分権時代に即した中での二重行政の解消や重複事業の整理、県全体としてのスリム化と効率化を図れるよう、まず県と市町との関係が対等と考え、市町との対話による共同路線を確立しなければならず、その上で県と市町が協議して進められる事業仕分けを実施していただきたい。

そうした県と市町との関係性について、「知事と19市町長との話し合い」又は四者による協議の場で議論していただきたい。

総 務 部

1. 市町が行う同種の事務事業の共同処理の促進 について

県において、同種の事務事業の共同処理化について、その可能性
があるものについて研究を始められているが、合併特例期間が終了
し、普通交付税が一本算定になるまでに、実現できるよう具体の
調整を進め、市町と協働して取り組みをリードしていただきたい。

〔新 規〕

2. 県職員の市役所への派遣について

住民に身近な行政事務を迅速かつ効率的に行えるよう、地方分権
一括法・地域主権改革一括法によって、県から市町に事務事業の
委譲がなされ、関係条例や執行体制の整備を求められているが、
これまでの県職員の蓄積されたノウハウを、地域の自主性および
自立性を高める改革を進める市の行政に生かすため、市役所への
専門職員の派遣を願いたい。

3. 県と市町の関係性のあり方について

県と市町の関係は対等となったと言われて久しいが、いまだに制度上も意識上も従前と変わっていないことがあるため、関係性を見直していただきたい。

県の補助金については、県民が等しく受けられるサービスに関するものは、県が事業主体となるべきであり、現在の市町経由の補助金については十分な市町との協議のもと実施していただきたい。

また、行財政改革方針に基づく県と市町による事業仕分けや関西広域連合への参加の検討について、地方分権時代に即した中での二重行政の解消や重複事業の整理、県全体としてのスリム化と効率化を図れるよう、まず県と市町との関係が対等と考え、市町との対話による共同路線を確立しなければならず、その上で県と市町が協議して進められる事業仕分けを実施していただきたい。

そうした県と市町との関係性について、「知事と19市町長との話し合い」又は四者による協議の場で議論していただきたい。

〔再 掲〕

4. 滋賀県版一括交付金制度の本格的な検討について

地域主権型の社会を確立するにあたり、県や市町がそれぞれの分野において適切に役割を分担し、地域の実情に応じ自主性や自立性、独自性に富んだ主体的な行政サービスを提供できるよう十分協議のうえ、安易な予算減額とならない「滋賀県版一括交付金制度」の導入を図り、対象事業の拡大と増額を願いたい。

また、交付金制度創設時に削減された金額の復活を強く要望する。

5. 滋賀県行財政改革方針における事業見直しについて

県においても、市町が財源不足の対応について苦慮しているのと同様に大変厳しい財政状況であることは十分に理解するところであるが、事業見直しにあたっては県独自の施策・事業・組織の効率化や抜本的な見直しを行った上での財源確保を基本とし、市町への補助金を削減することのないよう強く要望する。

6. 個人県民税の延滞金の徴収に係る奨励金等の制度創設について

県民税を各市町の市町民税の徴収にあわせて徴収し、延滞金についてもあわせて市町から県に払い込んでいるが、延滞金については払い込み金額の対象から外されるように国に法律改正の働きかけを行われたい。

なお、法律改正がなされるまでの間においては、特に各市町の滞納繰越分の徴収努力に対する成果・対価として延滞金相当額の滞納徴収奨励金等の制度創設を検討願いたい。

〔新 規〕

7. 地方税財源制度について

三位一体改革に端を発した国庫補助負担金の廃止・削減が進み、市町においては、扶助費等の義務的経費が増加する中、財源不足が深刻化し、非常に苦しい財政環境となっているところである。とりわけ地方交付税は、地方自治体の根幹をなす貴重な財源であり、一定の行政水準を確保し安定した財政運営を行うため、次の事項について国への積極的な働きかけや県での取り組みを願いたい。

- (1) 地方分権の推進のためには、税財源面での自由度、裁量度が必要不可欠であり、さらなる税源移譲を実施されたい。
- (2) 国の財政再建のための国庫負担率の引き下げや税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止など、単なる地方への負担転嫁や地方の自由度につながらない補助率の引き下げは断固として受け入れることができない。
- (3) 東日本大震災や電力不足の影響により、経済活動の低下、消費の落ち込みにより、地方交付税の原資となる国税および地方税収の収入減が予想されるが、地方財政の堅持のため、必要な財政措置を講じられたい。
- (4) 所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分減少額については、交付税率の引き上げにより確保されたい。
- (5) 合併特例法に基づく地方交付税制度にかかる財政支援については、地方交付税制度改革に関わらず堅持されたい。
- (6) 地方交付税の算定事務については、大きな事務負担を伴うことから、他府県を参考に大胆な事務改善をされたい。

8. 水源の里振興施策について

集落が主体的に行う地域の維持および再生への取り組みを推進するため、次の事項について集落支援をはじめとする過疎対策の推進に向けた県の積極的な取り組みと財政支援を願いたい。

- (1) 水源の里地域における多様な主体が行う地域活性化への活動や定住を目指す若者達の起業(コミュニティビジネス)を支援する助成、無利子融資制度の創設
- (2) 水源の里地域振興(移住・定住の促進や生活環境の改善等)につながる宅地建物(空き家や空き地を含む)の有効活用のための整備補助の創設
- (3) 各市町の現状や地域資源を活用した地域おこしへの取り組みなどに応じた提案方式による助成制度の創設
- (4) 国の地域おこし協力隊制度を活用した県による過疎集落に対する活動支援の実施
- (5) 医療・介護を必要とする社会的弱者や買物弱者への対応

9. 公的資金補償金免除繰上償還等制度の継続実施について

公的資金補償金免除繰上償還と低金利債への借換については、平成22年度以降も継続実施されることとなったが、引き続き次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 前年度の財政力指数要件を廃止し、かつ資本費要件を緩和したうえで、新たな公的資金補償金免除繰上償還制度を講じられたい。
- (2) 公債費の後年度負担の軽減に大いに資するものと考えられることから、4%以上5%未満の残債についても繰上償還の対象とされたい。

琵琶湖環境部

1. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

地球温暖化対策をはじめ、東日本大震災の発生以降、将来の電力供給のあり方など、国のエネルギー政策の見直しや電力供給の問題による産業活動への影響など低炭素社会づくりを進める上での環境に大きな変化が生じている。

については、地域の資源を活かした循環型社会の実現を目指すため、市町が積極的に推進する各種取り組みに対する県の継続的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 国および県における住宅用太陽光発電導入に係る支援制度の継続と所要予算額の確保
- (2) 再生可能エネルギーを活用した設備費用に対する財政支援
- (3) 国の再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）の交付先の拡大
- (4) 地域特性に応じた自然エネルギー導入による地域内循環モデルの確立に向けた取り組みに対する支援

〔新 規〕

2. 琵琶湖保全対策の推進について

各地域における琵琶湖の総合保全対策推進のため、次の事項について県の積極的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画（第6期）に基づく事業の一層の推進
- (2) 「第1期マザーレイク計画」の評価を踏まえ、「第2期マザーレイク計画」の推進と内湖の再生事業推進

3. 水草、ヘドロおよび湖底散乱ごみの除去対策 について

ラムサール条約は湿地の保全と適切な管理を義務付けている。このことから近年琵琶湖や内湖において異常繁茂が恒常化している水草類の刈り取り作業について、湖辺への漂着藻も含め、それらの抜本的（根こそぎ）除去と広域的な有効利用や処分場の確保等について積極的な対応を願いたい。

また、湖底のヘドロおよび散乱ごみは、琵琶湖全域にわたる問題であり、市単独で対応できることではなく、魚類の生息にも悪影響を及ぼすことから、特に漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、沖島をはじめ琵琶湖周辺にストックヤードを設けるなど、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。

4. クリーンセンター滋賀の安定経営に向けた県の支援について

企業や事業所が立地する上で必要不可欠な産業基盤として、県内唯一の産業廃棄物管理型処分場であるクリーンセンター滋賀の安定経営のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 財団法人滋賀県環境事業公社の公益法人への移行にあたっては、移行後も同公社の経営に県としての責任を果たすため、今後も知事が理事長に就任されたい。
- (2) 立地地域の安心した生活を保つため、環境事業公社に対し環境保全に対する適切な指導を願いたい。
- (3) クリーンセンター滋賀が安定した経営を行うまでは、県として環境事業公社に対し適切な支援を願いたい。

〔新 規〕

5. 合併浄化槽の設置および維持管理に伴う補助 について

県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくよう特段の配慮を願いたい。

また、災害時の被災浄化槽の復旧に対する補助を充実願いたい。

6. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。
特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 廃棄物処理施設は、地域住民の生活の維持に必要不可欠な存在であり、その整備事業自体は廃止することができないことから「滋賀県廃棄物処理施設整備事業促進市町交付金」を復活、あるいはそれに代わる市町支援のための新制度創設を願うとともに、施設更新後における旧施設の解体・撤去費用にかかる交付金制度の新設を願いたい。
- (2) 「循環型社会形成推進交付金」の満額交付や交付対象事業の拡充および標準歩掛りの策定を国に対して要望されたい。
- (3) 「特定家庭用機器再商品化法」の趣旨を守り、円滑な資源化を図るため、次の事項について国に強く働きかけられたい。
 - ア) 特定家庭用機器の製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制度の導入完全実施
 - イ) リサイクル指定引取り場所の増設
- (4) 容器包装リサイクル法に対応するための施設整備、分別収集にかかる費用に対する所要額の確保について、国に強く働きかけられたい。

- (5) 循環社会の推進のため、資源有効利用促進法および個別リサイクル法等に基づき廃棄される家電・自動車等の資源化が推進されているところであるが、リサイクルルートにのらず発生する不法投棄について、自治体が撤去した場合には、その再資源化等処理費用を全額企業側で負担されるシステムを構築されるよう、国に強く働きかけられたい。
- (6) RD社問題を含む県内各所における産業廃棄物処理問題については、県民が安心して暮らせるよう、地域住民との連携および合意と納得を原則に住民への十分な説明を行い、住民の意見を尊重しながら、一日も早く問題解決に向けた実施計画を策定し、恒久対策を講じるなど県の積極的な取り組みを願いたい。

7. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、事業推進にかかる諸問題の解決について、財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

また、特に次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 国主導でストックマネジメント等の計画的な管理の考え方や基本方針を定め、それらに対する新たな支援制度を確立するよう国に対して働きかけられたい。
- (2) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った安定的かつ確実に事業が実施できる制度の拡充を国に強く働きかけられたい。
- (3) 下水道事業にかかる起債条件を改善し、償還年限を延長するとともに借換措置にかかる借入先、借入利率等の要件を緩和されるよう国に要望されたい。
- (4) 滋賀県公共下水道整備接続等交付金交付要綱の限度額等の撤廃を願いたい。

8. 農林業集落排水処理施設の公共下水道への 接続に向けた支援について

「農林業集落排水処理施設」の公共下水道への接続について、県当局の総合的な指導と特段の支援対策を願いたい。

9. し尿および浄化槽汚泥の効率的な処理について

し尿および浄化槽汚泥の処理について、県内の処理施設の整理統合や下水道への直接投入など、各市町にとって効率的な施設整備・運営が図れるよう、将来的な視点を持った方策を検討されたい。

また、処理施設の老朽化等により多額の維持管理費が必要となるため、衛生センターにおけるし尿処理を流域下水道に投入することについて、早急な結論を出していただきたい。

10. 貴重な巨樹・巨木の保全対策について

巨樹・巨木などの天然林は、豊かな生態系と琵琶湖の水を育む非常に貴重な環境資源であり、木材業者等の伐採から恒久的に森林を守るため、国・県による公有化や法令による伐採規制制度の創設を願いたい。

〔新 規〕

11. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

12. 自然公園施設の管理について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理を行っている。今後も、適切な維持管理を行うため、設置者である県の責任において、必要な維持管理委託料を確保されたい。

13. 土砂災害防止対策の推進について

近年は、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まっており、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られたい。
- (4) 災害発生箇所への速やかな対応を願いたい。

14. 鳥獣被害防止対策の確立について

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の野生獣による農業被害は依然として高い数値で推移し、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防除策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援が受けられるよう、鳥獣捕獲関連予算の確保について働きかけられたい。

- (1) 「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の次年度以降の継続実施と予算の確保
- (2) イノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定し、年間を通じた個体数調整事業の実施
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整数は群の50%）の削除
- (4) 滋賀県獣害対策環境整備支援隊派遣事業に代わる制度の確立
- (5) 狩猟期間の延長および有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保
- (6) 有害鳥獣駆除業務が効果的に実施できるよう、猟友会と市町との調整機能の発揮
- (7) 鳥獣害対策をより効果的なものとするため、鳥獣保護区域の見直しおよび近隣府県および県内市町との合同駆除の実施

健康福祉部

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故から1年半が経過し、原子力行政に対する国民の信頼が失墜している中、原子力発電所施設の安全性を十分担保しないまま、大飯原発が再稼働された。こうした状況の中、滋賀県の原子力災害対策を強化するため、県としての責任を改めて明確にしたうえで、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対して強く働きかけられたい。

- (1) 原子力災害時の対応や原子力防災対策について、より具体的で実効性を備えた「滋賀県地域防災計画・原子力災害対策編」の整備と、関係市町や防災機関との連携強化
- (2) 地域の実情にあったモニタリングポストのさらなる設置など、住民避難の判断に資する全県的な放射線防護体制の強化充実とモニタリング計画の策定
- (3) 県内各市への正確かつ迅速な情報の提供を行うための体制整備と、県民への分かりやすい情報提供
- (4) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が拡大されたことに伴う関連法の見直しと、隣接県に付与される権限の整備
- (5) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SP E E D I）の早期活用と、滋賀県のシミュレーション結果との比較および滋賀県版UPZ範囲の再評価
- (6) 原子力発電所所在市町村とその隣接市町村を同程度の扱いにすることと、原子力事業所と県・関係市町村との安全協定の早期締結

- (7) 県内外への避難手段、避難先の設置に向けた県計画の早期策定と災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号、303号、365号、367号の整備促進ならびに湖上避難を想定した港湾施設の強化充実
- (8) 滋賀県版UPZを踏まえた原子力防災対策に対する国による費用負担と原子力事業者の主体的な取り組みへの働きかけ
- (9) 安定ヨウ素剤の県による医療圏域での備蓄および市が行う備蓄に対する国・県による費用負担ならびに配布や使用方法に関する指針等の整備
- (10) 被ばく者の受け入れ施設となる1次～3次医療機関の指定と県民への情報提供ならびに医療施設整備に対する国・県による費用負担
- (11) 原子力事故対策装備品の整備に関する国・事業者の責任の明確化と恒久的な財政支援
- (12) 再生可能エネルギーの普及促進と県民への省エネルギー協力依頼
- (13) 原子力発電所を含む全ての原子力関連施設、放射性物質を扱う全ての事業所および放射性物質運搬時の安全基準の見直しと安全対策の実施

〔再 掲〕

2. 低床バスおよびノンステップバスの導入促進 について

「稼働等円滑化の促進に関する基本方針」に定める整備目標を達成させるため、バス事業者に対して低床バスおよびノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり」を推進させる観点から、県独自の財政支援措置を講じられたい。

3. 福祉医療費助成制度の維持について

少子化対策・福祉支援対策の推進を図るため重要と考えられる福祉医療費助成制度については、平成25年度以降も現行制度を維持されたい。

4. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 県が実施されている小学校就学前までの乳幼児医療費助成制度について、所得制限の撤廃および自己負担金の無料化を願うとともに、対象者の年齢を中学校3年生まで拡充されたい。
- (2) 全ての保育所において、家庭支援を必要とする児童等に対し、支援を行うための家庭支援推進保育士が配置できるよう、補助基準等の見直しを願いたい。
- (3) 共働き、ひとり親家庭の増加や子どもの安全対策を考えて総合的な放課後対策を必要とする家庭は、今後益々増えることが予想される。子育てをしながら安心して働けるよう放課後の居場所づくりに向けた支援の拡充を図られたい。
- (4) 補助要件に満たない10人未満の小規模学童保育所に対する放課後児童健全育成事業の補助基準の拡大、指導員の雇用条件の改善に繋がる補助基準の充実、放課後健全育成事業の児童数別運営費基準額の見直しを国に働きかけていただくとともに、県の制度を拡充されたい。
- (5) 既存の放課後児童クラブ実施施設における備品等の整備について、助成事業の対象となるよう見直しをされたい。
- (6) 保育環境の向上を目的とし、特別配置されている保育士等職員に対する人件費補助の補助基準の拡大および財政措置の拡充

- (7) 老朽化の著しい公立保育所等の増改築や耐震化、幼保一体化施設の整備などに対するより一層の財政措置の拡充を図られたい。
- (8) 両親ともに外国籍の子どもが安心した保育所生活が送れるよう、通訳ボランティア派遣にかかる補助制度を創設されたい。
- (9) 子供を安心して育てることができるような体制整備のために多種・多様なメニューで設置された「安心こども基金」について、平成25年度以降も存続されるとともに、地方の実績に即して活用できるよう自由度の高い制度とされたい。

また、当該基金を活用して実施されている家庭的保育推進事業(県による統一研修)について、継続実施されたい。

5. 妊婦健康診査公費負担拡充に関する財政措置 について

妊婦健康診査は母体や胎児の健康確保を図るうえで重要であり、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な受診を促すため国が創設された妊婦健康診査臨時特例交付金について、平成25年3月までの時限措置となっている制度を恒久的な措置とし、補助対象の拡大を図られるよう、国に対して働きかけられたい。

また、妊婦健診の検査項目やその費用について、県内医療機関で統一化を図られたい。

6. 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う 財政支援について

今年9月からの不活化ポリオワクチン導入や、現在任意の予防接種であるインフルエンザ菌b型（ヒブ）・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防・成人用肺炎球菌等ワクチンが平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種に位置づけられる方針が示されたことに伴い、予防接種費用が市町の財政を一層圧迫する状況となることが予想される。

については、予防接種法に基づくワクチンの定期接種化にあたっては、既存の定期予防接種を含めた新たな枠組みによる財源措置が講じられるよう、国に働きかけられるとともに、県においても財政支援制度を創設されたい。

7. がん検診および肝炎検査の個人負担金の 無料化継続について

がん対策推進基本計画が平成24年6月に策定され、がん検診の受診率について、5年以内に50%（胃・肺・大腸は当面40%）を達成するとされている。

については、がん検診の受診率向上のためにも、がん検診推進事業において継続した財政支援を願うとともに、女性特有のがん検診をはじめ、大腸がん検診、肝炎ウイルス健診における個人負担金の無料化については、その公平性の観点からも、最低5年間はこの事業を継続するよう、国に対して強く働きかけられたい。

8. 介護職場の人材確保・拡充について

介護報酬をはじめとする制度的な処遇改善が進まないことなどから、介護サービス事業所では介護従事者の確保が大変厳しい状況である。

地域医療再生計画では、県事業として看護職員確保事業に取り組まれているが、今後、在宅療養にかかる医療介護の充実を推進し、さらなる施設整備や地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、介護・看護従事者の拡充は質の高い介護サービスの提供に必須であることから、介護・看護職場の人材確保・定着・育成策の一層の推進を願いたい。

[新 規]

9. 介護基盤の緊急整備特別対策事業の継続について

介護基盤の緊急整備特別対策事業については、平成21年度から平成23年度までの間、国の介護基盤緊急整備特別対策事業が実施され、各都道府県に基金を造成し、従来の施設整備交付金の補助配分基礎単価が上乘せされた。その事業期間が1年間延長され、平成24年度まで補助配分基礎単価の増額措置が継続されたところである。

しかしながら、認知症対応高齢者グループホームや地域密着型特別養護老人ホーム等については、必要な施設整備が進んでいないのが現状である。

については、第5期介護保険事業計画期間中、緊急整備特別対策事業を継続し、地域密着サービスの拠点施設の整備を進めるため、同施設に係る補助配分基礎単価の増額措置が継続されるよう、国へ働きかけられたい。

[新 規]

10. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化することとされたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、保険者ごとに規定している減免制度や個人の所得に応じた世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式など、より公平な保険料設定となるよう見直されたい。
- (3) 平成23年4月に「高齢者の居住の安全確保に関する法律」の改正に伴い新たに創設された「サービス付き高齢者住宅」については、一定の要件を満たすものを除き、介護保険等の住所地特例の対象外とされており、当該住宅が所在する市町の介護保険財政に大きな影響を与えることから、住宅地特例施設とする法改正等の適切な措置が講じられるよう、国に働きかけられたい。

11. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 個別支援が必要な重症心身障がい者や強度行動障がい者が日中活動支援事業所において安全で適切なサービスを受けられるよう、1対1対応が可能な支援体制の整備を図るため、特別支援加算制度の創設について国に強く働きかけられるとともに、県においても助成制度を創設されるなど特段の配慮を願いたい。
- (2) 重症心身障がい者（児）への処遇改善を図るために施設に対して支払われている重症心身障がい者（児）特別加算費について、制度改正後においても継続されたい。
また、重症心身障がい者に対する通園事業等についても、市町と協働で施策創設に取り組むとともに財政支援を願いたい。
- (3) 改正自立支援法により、平成24年度から「重症心身障害児（者）通園事業」が障害者自立支援法の制度に組み込まれ、「生活介護事業」として位置付けられたが、対象者の増加、中でも医療利用者は中長期的に増加傾向にあることから、対象者のニーズおよび地域に即応した事業所数の拡大と事業運営財源について、特段の拡充を願いたい。
- (4) 高次脳機能障がい者に対する支援策の確立を図られたい。
- (5) 保育所や放課後児童クラブ等における重度障がい児保育にかかる専門職員等の配置と加配に関する補助制度の創設および障がい児加配職員数に応じた補助金、特に看護師を配置するための補助金の交付を願いたい。
- (6) 知的障がい者更生施設（入所）の増設と整備費補助の充実強化を図られたい。

12. 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮しており、本県においても自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから医師・看護師確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 医師確保に向けたこれまでの事業の成果や課題を検証するとともに、今年度設置される予定の「滋賀県医師キャリアサポートセンター」において、滋賀医科大学等と連携を図りながら、さらに実効性のある医師確保対策を実施されたい。
- (2) へき地医療を担う常勤医師の継続した配置を願うとともに、小児科、産婦人科などの診療科に従事する勤務医の養成および確保と地域医療の現場へ確実に医師を派遣する安定した医師確保システムを早急に構築されたい。
- (3) 医療が高度化、専門化する中、安全で質の高い看護サービスを提供するため、特定看護分野において高い水準の知識と技術を要する看護職員が求められている。

これらの研修機会の増大を図るため、教育体制の整備および実施に対する財政措置を含めた養成教育への支援策の実施について、早急に対応されたい。

13. 自治体病院運営に対する県の財政支援について

自治体が運営する病院については、住民だけでなく、他市にわたる広範囲な地域住民の生命を守るため、不採算部門も含めてなくてはならない存在である。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、病院運営に苦慮しているところである。

このような現状から、次の事項について、県の格段の配慮を願いたい。

- (1) 救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する今まで以上の財政支援を講じられたい。さらに自治体が運営する基幹病院に対して、県独自の財政支援を願いたい。
- (2) 災害医療支援チームに対する財政支援（車両・医療機器・研修費用等）を講じられたい。
- (3) 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症の流行時には、患者の急増も懸念されることから、これまでの経験を踏まえ、迅速な情報提供、必要となる医療機器・薬剤などの確保など財政支援を含め適切な対応を願いたい。

14. 水道施設整備に対する財政支援について

浄水場や基幹管路等の水道施設の再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立、また、安全強化のための施設整備に対する財政支援を図られたい。

- (1) 水道施設の耐震強化など施設の再構築事業を積極的に推進できるよう「高度浄水施設等整備事業」および「ライフライン機能強化等事業」の採択基準の緩和を図られたい。
 - ア) 資本単価要件である「資本単価 90 円/m³以上であること」を「50 円/m³以上」に緩和されたい。

- イ) 「布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管、コンクリート管、30 年以上経過したダクタイル鋳鉄管であって、導水管、送水管、配水管」の要件を「20 年以上経過したダクタイル鋳鉄管」を対象にされたい。
 - (2) 上水道施設において老朽化した施設の改良・改築・更新事業に対し、簡易水道等施設整備費補助と同様の財政措置を図られたい。
 - (3) 水道水中の放射性物質の水質検査費用に対する国庫補助制度の創設について、国に対して働きかけられたい。
- 〔新 規〕

15. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援について

滋賀県後期高齢者医療制度について、高齢化の進展に伴う被保険者の増加と相まって医療費が年々増大する中、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営を確保するため財政支援を願いたい。

〔新 規〕

16. 国民健康保険への財政支援強化および広域化の促進について

国民健康保険への財政基盤の充実・強化および広域化の推進を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において実現されるよう強く働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げ
- (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置の廃止
- (3) 国による新たな高齢者医療制度の創設にあたり、地域保険としての一元的運用に向けた都道府県を運営主体とした国民健康保険制度の再編・統合
- (4) 都道府県単位の広域化がスムーズに進むよう、県のきめ細やかな指導力の発揮と県内の実情を捉え調整を行った上での広域化等支援方針に基づく事業の実施
- (5) 国民健康保険財政が大変厳しい状況であることを認識され、診療報酬の算定にあたっては、より一層の透明化を図るとともに、適正化に努めること。
- (6) 福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置の補てんとして実施されている滋賀県国民健康保険給付対策費補助金の拡充
- (7) 特定健康診査・特定保健指導の実施率による後期高齢者医療支援金の加算・減額措置の撤廃

17. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援について

児童福祉法の改正に伴い、市町で家庭児童相談室等を設置し、児童家庭相談に積極的に応じているところであるが、従来にも増して専門性を必要とするケースが増加しており、さらなる連携の強化が求められている。

については、相談体制充実のため、財政的・人的支援制度の創設を国に強く要望されるとともに、児童虐待相談等に迅速かつきめ細かな対応を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子ども家庭相談センター職員の増員や市町の体制を充実整備するための専門職の配置等人的支援
- (2) 円滑に児童の安全確保ができるよう、施設の定員および施設担当職員を増員するなど、一時保護施設の充実
- (3) 幅広い見識をもって市町に対する指導・助言ができる職員の育成および家庭児童相談員の研修充実
- (4) 資格を有する専門相談員配置に対する財政支援制度の創設

商工観光労働部

1. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

地球温暖化対策をはじめ、東日本大震災の発生以降、将来の電力供給のあり方など、国のエネルギー政策の見直しや電力供給の問題による産業活動への影響など低炭素社会づくりを進める上での環境に大きな変化が生じている。

については、地域の資源を活かした循環型社会の実現を目指すため、市町が積極的に推進する各種取り組みに対する県の継続的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 国および県における住宅用太陽光発電導入に係る支援制度の継続と所要予算額の確保
- (2) 再生可能エネルギーを活用した設備費用に対する財政支援
- (3) 国の再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）の交付先の拡大
- (4) 地域特性に応じた自然エネルギー導入による地域内循環モデルの確立に向けた取り組みに対する支援

〔再 掲〕

2. 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費

補助金制度の継続について

中心市街地の活性化に関する法律の基本理念に基づき、民間事業者が実施する中心市街地活性化事業を促進するため創設された戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金制度について、先般、経済産業省の行政事業レビューにおいて廃止と判定されたが、当該制度の廃止は、中心市街地の活性化のための基本計画の策定および事業の推進に大きな支障を及ぼすものであることから、中心市街地の活性化に取り組む地方公共団体において、必要不可欠な制度として引き続き当該補助金制度が継続されるよう国への働きかけについて、特段の配意を願いたい。

〔新 規〕

3. 緊急雇用創出事業の継続について

平成21年度から始まった緊急雇用創出事業について、平成24年度が最終年度となっているが、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、多くの失業者が職を探している状況であることから、失業者に対する就業機会の創出・提供のため、平成25年度以降も引き続き、県費事業として継続願いたい。

4. 滞在型広域観光等の推進について

- (1) 宿泊滞在型観光および着地型観光を促進するため推進している事業に対する財政的支援を願いたい。
- (2) 県のリーダーシップによるエコ・グリーン・ニューツーリズム等の体験型観光の一体的な取り組みと教育旅行・修学旅行の誘致を願いたい。
- (3) 都市農村交流における農村ファームステイへのニーズの高まりから、修学旅行等の子どもを対象とした「農家民泊体験」に対する滋賀県独自の指針整備を願いたい。

5. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 外国人へのサービス提供主体は市町であり、かつ外国人施策は生活環境、教育、医療福祉など多岐にわたることから、包括的な支援としての交付金制度の創設
- (2) 県内共通の行政情報の県による多言語化と迅速かつ的確な周知
- (3) 市町が配置する相談員、翻訳・通訳のスタッフ、ボランティアおよびこうした人材のコーディネーターの確保・育成と、県単位での災害時外国人支援システムの整備
- (4) 国や企業と連携した県内での職業訓練、外国語による技能資格試験の受験促進、就労につながる日本語教室など、実効性のある就労支援

農政水産部

1. 市街化区域および農業振興地域整備計画農地 利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、柔軟な対応を願いたい。

- (1) 現在の広域による市街化区域の設定ではなく、基礎自治体の特性を活かした土地利用が図れる市街化区域の設定が可能となるような制度の見直し
- (2) 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠であることから、県知事の同意などの際に基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定を可能とすること
- (3) 農業振興地域内のかんがい排水事業等の受益地が広域に及ぶ事業を土地改良事業完了後 8 年未満の対象から除外すること

2. 市町が農地を取得することについて

現行法においては、原則、市町は農地の所有権を取得できないとされている。(農地法第3条第2項第2号) しかしながら、国または都道府県の場合はその権利が認められており、その許可も不要とされている。(農地法第3条第1項第5号) これについては農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては農業の一層の保全と振興の必要性、特に食育や地産地消をはじめとした、まちづくりの観点と多角的な都市経営の視点により、基礎自治体である市町においても農地の所有権の取得・活用が容易にできるよう県の支援と規制緩和を国に働きかけられたい。

[新 規]

3. 米粉パン等の学校給食への利用拡大および助成について

地産地消、食育推進基本計画の推進とともに、米の消費拡大を図る観点から、米粉パン等の学校給食への利用推進体制の確立と県の助成制度を創設されたい。

4. 環境保全型農業直接支払交付金等にかかる市町事務等簡素化について

農業者戸別所得補償制度事業と環境保全型農業直接支払交付金制度の事務量の簡素化等の配慮を願いたい。

[新 規]

5. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業 について

(1) 農地・水保全管理支払交付金

県の向上活動支援交付金については、交付決定後の活動が交付金対象となるが、当該交付金については、24年度の場合、9月交付決定の見込みで、魚道整備やカバープランツの実施時期である春先の取り組みが対象外となることから、次年度以降については、事前着手や繰越しによる取り組みができるよう、国に対して改善を強く働きかけられたい。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金

県独自の支援対象として取り組んでいただいた2項目（緩効性肥料の利用・硝化抑制剤入り肥料の利用）について、国の制度として支援対象となるよう、国に対して強く働きかけられたい。

また、国の支援対象とならない場合については、24年度と同様に当該農家が多く発生することから市費負担を国の支援同様に軽減を図った中で、県独自事業施策として継続願いたい。

6. 鳥獣被害防止対策の確立について

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の野生獣による農業被害は依然として高い数値で推移し、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防除策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援が受けられるよう、鳥獣捕獲関連予算の確保について働きかけられたい。

- (1) 「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の次年度以降の継続実施と予算の確保
- (2) イノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定し、年間を通じた個体数調整事業の実施
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整数は群の50%）の削除
- (4) 滋賀県獣害対策環境整備支援隊派遣事業に代わる制度の確立
- (5) 狩猟期間の延長および有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保
- (6) 有害鳥獣駆除業務が効果的に実施できるよう、猟友会と市町との調整機能の発揮
- (7) 鳥獣害対策をより効果的なものとするため、鳥獣保護区域の見直しおよび近隣府県および県内市町との合同駆除の実施

〔再 掲〕

7. 末端農業水利施設の保全更新について

農を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新にあたり、次の事項について対応されたい。

- (1) 関係市町、特に末端水利施設を管理する土地改良区との十分な協議・調整
- (2) 突発的な事故発生時において迅速に対応できる事業採択要件の緩和と予算の確保

8. 農林業集落排水処理施設の統廃合と余剰汚泥の処分に向けた支援について

「農林業集落排水処理施設」の維持管理コストの軽減は、今日的課題となっており、さらに年々施設の老朽化が進む中で、各施設の統廃合および公共下水道への接続について、県当局の総合的な指導と特段の支援対策を願いたい。

土木交通部

1. 県施行土木建設事業にかかる市町負担金のあり方について

国の直轄事業負担金と同様、県施行の土木建設事業にかかる市町負担金のあり方について、一層の見直しを図りたい。

- (1) 負担金の経費内訳とその積算根拠の可視化
- (2) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設
- (3) 負担金額ならびに負担率の適正化

2. 滋賀交通ビジョンの推進について

都市基盤の根幹となる総合交通体系早期整備のため、平成24年度中に策定される滋賀交通ビジョンに次の事項を反映するとともに、国・関係機関への働きかけを願いたい。

なお、策定にあたっては、市町の意見等を十分に聴取するとともに、県の説明責任を果たしていただきたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 特定事業者としての道路および交通安全施設の整備促進と交通バリアフリー化にかかる公共交通特定事業の推進に対する支援
- (3) 湖上交通の整備促進
- (4) JRおよび地方鉄道の整備促進
 - ア) JR琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化
 - イ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - ウ) 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備に対する支援

- エ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
- オ) JRおよび地方鉄道の駅周辺開発事業等のまちづくりへの支援
- カ) （仮称）びわこ京阪奈線および（仮称）琵琶湖若狭湾快速鉄道建設構想の推進
- キ) 琵琶湖環状線化に向けた抜本的なダイヤの見直し
- (5) 自治体が運営を支援する鉄道やコミュニティバス等の地域公共交通に対する支援
- (6) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

3. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

コミュニティバス運行対策事業については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱における補助率の改善ならびに補助金限度額特例（設定）を撤廃されたい。

4. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネットワークの整備促進について

受益者負担による合理的な制度で、これまでの道路整備を支えてきた道路特定財源が平成21年度から一般財源化されたが、道路整備中期計画に基づき真に必要な道路整備にかかる予算確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、一括交付金の他の財源を活用するなど、独自の対策を講じられたい。
- (2) 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (3) 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。
- (4) 地域高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (5) 県道・国道バイパス・県施行の都市計画道路の早期整備を推進されたい。
- (6) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (8) 歩道未設置箇所への歩道整備を推進されるとともに、県道における歩道照明等の整備について早急な対応を願いたい。
- (9) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。
- (10) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。

5. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山 J C T～草津田上 I C 間、49.7 km が供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしてきたが、大津以西の区間については当面着工しない区間とされ、事業が凍結されたままとなっていた。関係自治体では、これまでこの事業凍結区間の早期着工を国および西日本高速道路（株）に求めてきたところであるが、平成 24 年 4 月 20 日に国土交通大臣が西日本高速道路（株）に対して道路整備特別措置法に基づく事業許可を行い、ようやく未整備区間の事業に着手されたところである。

については、国および西日本高速道路（株）に対して、次の事項について強く働きかけられたい。

- (1) 四日市～亀山、大津～八幡および高槻～神戸間の早期整備を図られたい。
- (2) 安全性および利便性の向上を図るため、甲南 P A から甲南 I C への新たなランプ道路の整備を図られたい。
- (3) 県南部地域の活性化を図るため、土山 S A の未利用地の利活用への支援やスマートインターの整備を図られたい。

6. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

[新 規]

7. 土砂災害防止対策の推進について

近年は、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まっており、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図らるたい。
- (4) 災害発生箇所への速やかな対応を願いたい。

[再 掲]

8. 都市計画区域に関するさらなる権限委譲について

都市間競争の時代を迎え、各市が創意工夫を凝らし、地域の歴史や文化など、特性を生かした個性的で魅力ある「まちづくり」に取り組む必要性が生じていることや、地方分権が進展する中において住民のニーズに迅速かつ適切に応えるなど、時代の変化に即応できる都市計画が可能となるよう、区域区分の決定など現在県にある権限のさらなる委譲を実現願いたい。

9. 市街化区域および農業振興地域整備計画農地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、柔軟な対応を願いたい。

- (1) 現在の広域による市街化区域の設定ではなく、基礎自治体の特性を活かした土地利用が図れる市街化区域の設定が可能となるような制度の見直し
- (2) 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠であることから、県知事の同意などの際に基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定を可能とすること

- (3) 農業振興地域内のかんがい排水事業等の受益地が広域に及ぶ事業を土地改良事業完了後8年未満の対象から除外すること

[再 掲]

10. 市街地再開発事業にかかる財源の確保について

市街地再開発事業にかかる県費補助金については、社会資本整備総合交付金における基礎額の例に倣い算定されたい。

11. 改良住宅空き家の用途廃止基準の緩和について

改良住宅の用途廃止については、老朽化や危険な状態になった場合、災害等により回復の見込みがないとき、さらには空き家となり公募を行っても入居者がいないときなどとされているが、地区改良事業の終結とともに一般施策への移行も図られていることから、居住の混在化等を目指すため、全市域を対象とした公募による処分が行えるよう国に要望願いたい。

12. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

〔再 掲〕

13. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、より積極的な取り組みと事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨により甚大な被害が発生していることから、早期に治水対策を確立されたい。
- (2) 公表されている中長期整備実施河川の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井側等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されたい。
- (3) 環境面と治水面に配慮した十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。
- (4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (5) 総合的治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取り組みを願いたい。

14. ダム建設中止・検討に伴う治水対策等について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者の意見も含め、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、流域治水の早期解決の手段として位置づけられてきたところである。

しかしながら、現時点においては、計画されていたいずれのダム建設も、中止または検討といった状況におかれている。

流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県におかれては、住民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 県独自の評価で中止とされた芹谷ダムについては、ダム建設事業と同等の安全度を備えた治水対策案を速やかに提示願いたい。
- (2) 現在国において検討中である大戸川ダムについては、ダム建設とあわせ、準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (3) 現在、国において中止されている北川ダムについては、ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の確保と早期着手に配慮願いたい。
- (4) 地域住民の苦渋の決断により事業協力に至った丹生ダム建設事業について、下流の異常渇水対策容量等を見込んだ「貯水型ダム」としての方針決定を早期に行い、本体工事に着手するよう、国への働きかけを願いたい。

教育委員会

1. いじめの未然防止・早期発見・早期対応について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの変化を見抜く目など、いじめ発見に対する教職員の資質向上や、いじめが発生した場合の複雑・多様な対応が求められることから、次の事項について早期の対策を講じられたい。

- (1) いじめの兆候を見逃さないための加配教員や支援員の配置
- (2) いじめの兆候発見時に、その学校や学級に指導・支援を行う新規事業の設立
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) 緊急支援専門家チームが学校もしくは教育委員会に駐在し、解決に至るまで支援する体制の確立
- (5) 緊急にスクールカウンセラーを派遣するシステムの拡充およびスクールカウンセラーの増員を図り、すべての小中学校への常時配置の制度化
- (6) 早急に学校生活を平常な状態に戻すための職員の派遣、加配教員もしくは支援員等の配置

[新 規]

2. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、35人学級編成を小学校4年生・5年生・6年生、中学校2年生・3年生に拡大し、それに伴う教員配置数の改善を図られたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、全額県費負担による施設整備を願いたい。

3. 教育環境の整備・充実について

県南部地域の県立高等学校普通科の受験倍率の高倍率化の緩和に向け、定員増などの具体的対策を引き続き実施されたい。特に、地元の高等学校に進学を希望する生徒がその希望どおり進学できるよう、早期に対策を講じられたい。

県立高校再編計画の策定については、再編対象高等学校所在地自治体、地元住民、各種団体の意見を十分に反映し、地域の特性を尊重されたい。うえて、長期にわたる滋賀県の真に魅力と活力ある未来の高校教育の創生につながるものでなくてはならないため、現行の再編計画原案の焼き直しである計画の策定は中止されたい。

4. 公立学校施設の整備充実について

公立学校施設の整備促進のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 喫緊の課題である学校教育施設の耐震化について、耐震診断費、実施設計費、工事費等に対する県補助制度を早急に創設されたい。
- (2) 「地震防災対策特別措置法」にかかる緊急支援措置について、耐震整備を行うすべての施設が対象となるよう現在 I_s 値 0.3 未満とされている基準の緩和と、特例措置の期間延長について国に働きかけを願いたい。
また、耐震化のための改築について、耐震診断を実施し、その結果 I_s 値 0.7 未満であれば、耐震補強事業の国庫補助事業と同様の補助率となるよう、国への働きかけを願いたい。
- (3) 幼稚園の施設整備に対し、地方債にかかる交付税が算入されるなど、義務教育施設と同様の財源措置がなされるよう国に働きかけを願いたい。
- (4) 宅地開発等に伴い、児童数が急激に増加した過大規模校を増改築する場合について、通学区域の変更や分離新設を行うことが困難であるなどやむを得ない事情が認められる場合においては国庫補助の対象とされたい。

5. 学校統合のためのスクールバス導入等助成制度の創設について

小中学校の統合に伴い通学距離が増加する地域や通学の安全性を確保するためにスクールバスの運行が必要な地域が発生し、また、学校統合のために施設改修も必要となることから、これらの経費に対し、県の助成制度を創設されたい。

6. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕

7. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」や「心のオアシス相談員」等の県費による復活を願いたい。
- (2) 「児童生徒指導加配教員」や「生きる力加配教員」等の配置基準を見直し、すべての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう教員の配置を願いたい。
- (3) 外国籍児童生徒の対応教員の配置基準見直しによる増員およびポルトガル語等の話せる教員の配置を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる教員の配置を願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、通級指導教室を設置し、通級指導員を配置願いたい。
- (6) 現在、非常勤嘱託職員で対応している適応指導教室の指導員について、不登校児童生徒へのよりきめ細かな指導と緊密な学校との連携を図るため、ソーシャルワーカーの配置を願いたい。

- (7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。
- (8) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。

8. 社会教育施設の整備（耐震化等）に対する補助制度の創設について

図書館や公民館、体育館など社会教育施設の耐震調査、耐震補強工事等に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国に対しても同様の支援制度を創設されるよう強く働きかけられたい。

9. 米粉パン等の学校給食への利用拡大および助成について

地産地消、食育推進基本計画の推進とともに、米の消費拡大を図る観点から、米粉パン等の学校給食への利用推進体制の確立と県の助成制度を創設されたい。

〔再 掲〕

10. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化財資源を地域振興や観光振興につなげていけるよう、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存ならびに活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付されたい。

- (1) 老朽化した建造物の早急な改修工事のための支援
(県費補助の採択)
- (2) 史跡整備に係わる用地公有化事業の支援
(県費補助の凍結解除)

企 業 庁

1. 県用水供給事業について

平成23年度から設置された効率的な事業運営、必要な連絡調整、協議および検討を行い、将来にわたって安全で良質な水を安定して供給できる体制づくりを構築することを目的とする「滋賀県湖南水道用水供給事業連絡協議会」の有効活用を図られたい。

警 察 本 部

1. 警察施設の改修・移転および警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穏を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）のうち特に耐震不足の警察施設の整備を図り、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を各地域に早期設置と警察官の増員を願いたい。

2. 地域の安全・安心に向けた支援について

地域の安全・安心に向け市民と行政による「セーフコミュニティ」の取り組みを進めるにあたり、関係する統計データの提供、取り組みに対する評価への協力を仰ぐための滋賀県における窓口の創設および財政面での支援を願いたい。

〔再 掲〕

3. 交通事故防止に向けた取り組みについて

交通安全施設（主に公安委員会）の拡充と未設置箇所の早期設置の実現を図られるとともに、交通安全思想の普及・啓発に努められたい。

特に、全国的に登校中の児童を巻き込んだ悲惨な事故が多発しており、通学路の安全対策は喫緊を要することから、通学路における信号機等、交通安全施設の設置等については、予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。

4. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕